

2014年(平成26年)5月28日(水曜日)

つくばの牧師 セクハラ認定

東京地裁、賠償判決

つくば市などにある「国際福音キリスト教会」の男性牧師(65)にセクハラをされたとして、元信者の女性四人が教会側に総額四千六百二十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は二十七日、計千五百四十万円の支払いを命じた。

元信者側は「無理やりキスをされたり、胸を触られたりした」と証言していた。山田明

裁判長は証言の核心部分を用いることができるとして「牧師は立場を利用し、聖書の教えなどにかこつけて数々のセクハラ行為に及び、女性の気持ちを踏みにじった」と指摘した。

男性は、原告のうち一人に乱暴したとして二〇一〇年二月に準強姦罪で起訴されたが、一年五月に水戸地裁土浦支部が「被害者の証言は不自然」として無罪を言い渡し、確定した。女性側はこの被害についても訴えたが、山田裁判長は「日

時を特定できず、被害があつたと認定できない」と退けた。